

Vol  
67  
2020

# 法務省だより あかれんが

みなさんの中学校や高等学校などで、「成年年齢引下げ」をテーマにした意見交換会を開催してみませんか？

## 今月の注目記事！

- 更生保護制度施行70周年記念全国大会の開催
- 第8回アジア矯正建築会議（ACCFA）の開催
- 成年年齢引下げをテーマとした意見交換会の紹介
- 「京都国際映画祭」における広報活動の紹介
- 法務省の名称等を不正に使用した架空請求詐欺にご注意！
- 法務省矯正局特別機動警備隊による被災地支援
- 京都コンgres便り～開催100日前、法務省の取組～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



# もくじ

## ～特集記事～

- 01 更生保護制度施行70周年記念全国大会が開催されました..... P01
- 02 第8回アジア矯正建築会議（ACCFA）が開催されました！..... P05
- 03 明日の国際協力を担う人材の育成..... P10
- 04 成年年齢引き下げをテーマとした意見交換会に参加される中学校・高等学校等を募集中です..... P12
- 05 「京都国際映画祭」における広報活動について..... P15
- 06 第4回世界保護観察会議に参加しました！..... P20
- 07 法務省の名称等を不正に使用した架空請求詐欺にご注意ください！..... P21

## ～常設記事～

- 08 お答えします～国際テロ等に関する公安調査庁の取組について～..... P23
- 09 記者が行く！～法務省矯正局特別機動警備隊が被災地での支援に当たりました～..... P25

## ～連載記事～

- 10 そんなとき法テラスがお役に立ちます！V o l . 4 7..... P29
- 11 法制度整備支援の現場から..... P30
- 12 「京都 kongress 便り」～開催100日前，法務省の取組～..... P32
- 13 法務省で働くひと・しごと紹介V o l . 3 ～入国審査官～..... P34

## ～Information～

- 14 第21回法整備支援連絡会を開催します..... P36



表紙の写真の「法」の作品は、令和元年10月5日、法務省で開催した「法の日フェスタin 赤れんが」のクロージングセッションにおいて、元刑務官で現在は書道家として活躍されている山内美鳳（やまうち・びほう）氏が手掛けた揮毫作品です。

## 更生保護制度施行70周年記念全国大会が開催されました

令和元年10月7日（月）、東京国際フォーラムにおいて、天皇皇后両陛下御臨席の下、更生保護制度施行70周年記念全国大会が開催されました。

保護司、更生保護女性会員、更生保護法人役職員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護関係者や来賓・役員など約5,000人が出席しました。

壇上には、特別来賓として、安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長、大谷直人最高裁判所長官、菊地裕太郎日本弁護士連合会会長が参列され、また、特別役員として、河井克行法務大臣（当時）、小池百合子東京都知事、野沢太三全国保護司連盟理事長、榊原定征日本更生保護協会理事長（全国就労支援事業者機構会長兼務）、坂井文雄全国更生保護法人連盟理事長、千葉景子日本更生保護女性連盟会長、戸田信久日本BBS連盟会長、高井新二更生保護事業振興財団理事長が参列しました。

大会前半の式典においては、全国保護司連盟小林聖仁副理事長による開会の辞、大会長である野沢太三全国保護司連盟理事長による式辞の後に、河井克行法務大臣（当時）及び小池百合子東京都知事から主催者挨拶がありました。



天皇皇后両陛下御臨席

主催者挨拶に引き続き、各種表彰が行われました。受彰者を代表して、法務大臣表彰は永井章保護司（鳥取県）、法務大臣感謝状は南雲イツ子更生保護女性会員（福岡県）、全国保護司連盟理事長表彰は×野久寿喜保護司（大阪府）、全国更生保護法人連盟理事長表彰は釧路慈徳会・島本幸一理事長（北海道）、瀬戸山賞は宮川憲一氏（東京都）に対しそれぞれ授与され、会場内の受彰者の皆様にもその場で御起立いただきました。表彰の最後には、全受彰者を代表して、北川俊一保護司（高知県）に受彰者代表謝辞を述べていただきました。



法務大臣表彰

表彰の後、天皇陛下からおことばを賜りました。



天皇陛下おことば

天皇陛下からのおことばの後，特別来賓から御祝辞を賜り，引き続いて，谷垣禎一全国保護司連盟副理事長による大会宣言がなされました。谷垣副理事長は，令和の時代における新たな更生保護が，これまで以上に国内外のネットワークを広げ，安全で安心な誰一人取り残さない社会の実現に寄与していくことを宣言しました。



谷垣禎一全国保護司連盟副理事長による大会宣言

大会後半では、今福章二保護局長がモデレーターを務め、「広がり、つながる更生保護」と題して、研究協議（シンポジウム）を行いました。

岐阜県土岐地区保護司会会長・出口満知子氏，宮城東華会常務理事・千葉君雄氏，札幌更生保護女性連盟会長・穴田節子氏，広島県更生保護女性連盟会長・幟建末子氏，早稲田大学広域BBS会・尾亦恭輔氏，名古屋南地区BBS会・榊原葵氏，協力雇用主である株式会社S-TEKT代表取締役・清水孝弘氏（東京都），滋賀県知事・三日月大造氏にパネリストとして御登壇いただき，それぞれの特色ある取組や今後の10年間を見据えた更生保護の展望等について発表していただきました。



研究協議

本大会を契機に，全国から参集された更生保護関係者が，令和の時代に向けたこれからの更生保護を築いていく決意を新たにしました。

## 第8回アジア矯正建築会議（ACCFA）が開催されました！

### 1. はじめに

令和元年10月28日（月）から同年11月1日（金）までの5日間、第8回アジア矯正建築会議が開催されました。同会議は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的としています。

第1回会議の東京開催以降、毎年、アジア各国で開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、平成24年（2012年）の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしています。



第8回ACCFAロゴ

主な日程	
10/28（月）	開会式
10/29（火）	プレゼンテーション・討論
10/30（水）	プレゼンテーション・討論
10/31（木）	施設見学（市原刑務所）
11/01（金）	施設見学（国際法務総合センター） 閉会式

#### 【参加国（13か国と4機関）】

バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、日本、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、スリランカ、タイ、ベトナム、ICRC（赤十字国際委員会）、KMUTT（キングモンクット工科大学トンブリー校）、TIJ（タイ法務研究所）、UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研究所）

#### 【議題】

- 議題1 矯正施設に関する現状と課題
- 議題2 国際基準や準則、国際的な推奨を踏まえた矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働
- 議題3 矯正施設が様々な処遇プログラムの遂行にどのように寄与しているか
- 議題4 矯正施設の維持管理、運営のための良質で持続可能な環境の実現
- 議題5 矯正施設の特異性に対応する技術やノウハウ

## 2. 会議模様

### ○開会式

河井克行法務大臣（当時）が開会挨拶を行いました。



河井法務大臣（当時）の開会挨拶の様子



開会式の様子

### ○プレゼンテーション及び討論

各国参加者によるプレゼンテーション及び、参加者全員による討論が行われました。



プレゼンテーション（バングラデシュ）



プレゼンテーション（日本）



討論（マレーシア）



討論（タイ）



## ○施設見学

4日目は、千葉県にある市原刑務所を見学しました。

現在の建物は、平成24年に工事が終了し、運営を開始したものです。

なお、全国にある矯正施設は、すべて施設課で設計が行われています。



航空写真



庁舎



施設職員からの説明の様子



刑務所作業品の販売の様子

5日目は、国際法務総合センターを見学しました。

国際法務総合センターは、東京都内及び神奈川県内等に所在する法務省所管の施設を、移転集約し、施設運営の合理化を図ることを目的として、東京都昭島市に整備された施設の総称です。施設課が設計し、平成31年に全体完成したばかりの非常に新しい施設です。



航空写真



東日本成人矯正医療センター



矯正研修所



施設職員からの説明の様子



施設職員からの説明の様子



施設見学風景



盾操法見学の様子

施設見学では、矯正局特別機動警備隊による盾操法のデモンストレーション等が行われました。

### ○閉会式

国際法務総合センター（国際棟）内で行われた閉会式では、次回（第9回）ACCFAの開催国がタイに決定しました。



閉会挨拶（佐久間施設課長）



国際会議室A

### 3. 最後に

矯正建築は、矯正施設において、確実な収容を行うため、また、再犯防止教育等を効果的に行うための重要な要素となります。

例えば、日本では、安全・安心な社会を実現するために、様々なセキュリティーシステムの導入を図ると共に、老朽化した建物の改築、耐震化を進めています。また、教育効果を高めるために、職業訓練を行う施設等の整備に力を入れています。

このような日本の取組は、アジア諸国の手本となるものであり、参加したアジア各国も、日本の発表に高い関心を示しておりました。

今後も、この会議を通じて、日本のみならず、アジア各国で安心・安全な社会が実現するよう、取り組んでまいります。

## 明日の国際協力を担う人材の育成

### 1. 国際協力人材育成研修について

法務総合研究所国際協力部（ICD）は、独立行政法人国際協力機構（JICA）等関係機関と協力しながら、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー等10か国余りの国々に対して、法令の起草支援や司法関係者の人材育成支援等の法制度整備支援を行っています。

ICDでは、裁判官出身者を含め、法務・検察の各部署から集まった教官や国際専門官らが働いていますが、多くの国から支援の要望を受け、法制度整備支援業務は拡大しており、多様化・複雑化しています。そこで、将来、法制度整備支援業務に携わる人材を育成し、確保することは重要であり、そのために、法務・検察職員を対象に、毎年1回実施しているのが、「国際協力人材育成研修」です。2019年度は、11月10日から同月21日までの間に行い、法務省民事局や東京法務局、検察庁から合計7名が参加しました。

この研修では、まず、国内研修として、法制度整備支援の概要や各国に対して行っている支援内容等に関する講義を受け、法制度整備支援の知識を学んだ後、海外研修として、支援対象国であるミャンマー連邦共和国及びラオス人民民主共和国を訪問し、支援の現場を体験しました。現地では、駐在している長期専門家から活動状況や、やりがいについて話を聞いたほか、現地の裁判所で行われている裁判を傍聴するなどしました。さらに、訪問したミャンマー連邦法務長官府やラオス国立司法研修所というところでは、職員や学生の方々に対して、日本の統治機構や法曹養成制度を紹介する講義を行いました。最初はやや緊張していた研修参加者も、講義を始め、職員や学生からの質問を受けて意見を交わすにつれて、その表情が柔らかくなり、積極的に意見を交わしていました。



ミャンマー連邦法務長官府でのセミナー



ラオス国立司法研修所での講義

研修の最後には、研修参加者がこの研修で学んだことを発表しましたが、法制度整備支援の現場で見聞きしたことを踏まえて、各自考えた内容であり、多くのことを吸収することができたと感じられました。研修参加者からも、「ミャンマーやラオスへ行って法制度整備支援の現場を見聞きすることで、日本の寄り添い型の法制度整備支援を実感することができた。」「長期専門家として働きたいという気持ちがより強くなった。」などの感想が聞かれました。

## 2. インターンシップその他について

ICDでは、このほか、大学院生やロースクール生を対象とするインターンシップ、司法修習生の選択型実務修習等を積極的に受け入れています。また、各地の大学等において、法制度整備支援に関する講義も行っています。例年6月頃に実施する「法整備支援へのいざない」を含め、明日の国際協力を担う人材を多く育てる活動に積極的に取り組んでいきます。

## 成年年齢下げをテーマとした意見交換会に参加される

### 中学校・高等学校等を募集中です

#### 1. なぜ、成年年齢下げをテーマとした意見交換会を実施することとしたのですか。

令和4年4月1日から、民法が定める成年年齢が18歳に引き下げられます。

これは、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重するとともに、若い方々の積極的な社会参加を促そうとするものですが、消費者被害に遭わないようにするなど、気をつけなければならない点もあります。

そこで、成年年齢下げによって直接に影響を受ける中学生、高校生の皆さんに成年年齢下げについて主体的に考えてもらい、その意義をより深く理解してもらうことを目的として、中学校、高校等における意見交換会を実施することとしたものです。

#### 2. 意見交換会ではどのようなことをしているのですか。

これまでの例では、法務省の担当者が中学校や高校を訪問し、次のような流れで意見交換会を実施しています。

- ① 1クラスの生徒を対象として、担当者から成年年齢下げに関する基本的な事項についての簡単な説明を実施。
- ② 4～5人のグループを作ってもらい、いくつかのテーマについて、グループごとに議論を実施。
- ③ グループごとに議論の結果を発表し、その発表の内容を踏まえ、クラス全体で更なる意見交換を実施。

第1回の意見交換会（令和元年9月18日・都立町田高等学校）と、第2回の意見交換会（同年10月23日・関西学院千里国際中等部）では、

- ① 社会で1人前の大人として生きていくために、どのような能力が必要か
- ② その能力を備えるために、若者はどんなことをする必要があるか
- ③ そんな若者に対して、国や地方自治体はどのようなサポートができるかの3つをテーマとして設定し、皆さんに議論をしていただきました。

上記のテーマに対する意見として、主なものを挙げると、

- ・大人になるためには主体性や判断力、責任感を育むことが重要である

- ・そのような能力を育むために、積極的に様々なことに取り組んで経験を積むことが重要である
  - ・そのような能力を育むために、より体験型の学習をする機会を提供してほしい
- というものでした。

その詳しい内容は、法務省のホームページ

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html) )にも掲載しておりますので、ご参照ください。

学生の皆さんが自主的に問題設定をし、議論を深めていく様子が、大変頼もしく感じました。

参加してくれた学生の皆さんからは、クラスメートと議論することで、いろいろな考えがあることを知ることができたという感想が多く寄せられました。



意見交換会の様子（１）



意見交換会の様子（２）

このほかにも、学校の要望に応じて、意見交換会以外の形での周知活動も行っています。令和元年１１月７日には、法務省の担当者が沖縄県の昭和薬科大学附属中学校を訪問し、中学３年生の皆さん（約２００名）を対象として、成年年齢引下げの意義や理由、これに伴って注意してほしいことなどについての説明会を開催しました。



説明会の様子（１）



説明会の様子（２）

### 3. 引き続き、皆さんからの応募をお待ちしています。

今後も、引き続き皆さんからの応募をお待ちしておりますので、ご関心がおありの方は、法務省のホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00249.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00249.html)) をご参照ください。



## 「京都国際映画祭」における広報活動について



（左から京の社明くん，門脇佳奈子さん，霜降り明星のせいやさん・粗品さん，BBS会の上村会員，京都府更生保護女性連盟の斎藤会長，京都府東山地区保護司会の梶村会長，木村祐一さん，横澤夏子さん，バッドボーイズの清人さん・佐田さん）

「京都国際映画祭」の最終日である令和元年10月20日（日），同映画祭の開催地の一つである京都市の岡崎公園にて，第69回“社会を明るくする運動”の広報活動を行いました。

### ○ 第69回“社会を明るくする運動”PRステージイベント

吉本興業と法務省のコラボステージでは，「RE：スタート～社会を明るくするチカラ～」と題し，イベントが行われました。

イベントでは，まず「よしもと社明アンバサダー」として活動していただいているバッドボーイズさん，木村祐一さん，横澤夏子さんが登場し，本年7月1日に行われた就任式以来，初めてアンバサダーの4名が勢ぞろいしました。



よしもと社明アンバサダーの4名が登場！

(左から横澤夏子さん、木村祐一さん、バッドボーイズさん)

ゲストとして霜降り明星さんと元NMB 48の門脇佳奈子さんを迎え、バッドボーイズさんによる司会のもと、「RE：スタート」にちなんだ「やり直したいこと」、「あの時ああすればよかったこと」のエピソードが披露されました。



エピソードを披露する芸人の皆さん

(左から門脇佳奈子さん、霜降り明星さん、横澤夏子さん、木村祐一さん、バッドボーイズさん)

続いて、京都府東山地区保護司会の梶村会長、京都府更生保護女性連盟の斎藤会長、BBS

会の上村会員、「京の社明くん」が登壇し、更生保護ボランティアの活動について紹介しました。



更生保護女性会の活動について紹介する斎藤会長

(左から上村会員，斎藤会長，梶村会長)

保護司である梶村会長から、保護司がボランティアであることが紹介されると、バッドボーイズの佐田さんが、「昔、保護観察を受けていた時には、保護司さんは仕事として面倒を見てくれているのだろうとしか思っていなかったが、大人になって初めて保護司がボランティアであることを知り、とても驚いた。」というエピソードを披露し、会場からも驚きの声が上がりました。



自身のエピソードを熱く語るバッドボーイズの佐田さん

最後に、BBS会の上村会員が、来年4月に京都で行われる京都コンgres（ユースフォーラム）について広報を行いました。



よしもと社明アンバサダーの皆さんには、  
引き続き“社会を明るくする運動”の広報大使として活躍していただきます！

○ “社会を明るくする運動” 広報ブース

ブースエリアでは、更生ペンギンのホゴちゃんのグッズや“社会を明るくする運動”のリーフレットなどを配布し、本運動への理解や協力を呼び掛けました。



“社会を明るくする運動”ブースの様子

また、輪投げのイベントも行い、たくさんのおともたちやその保護者の方々が参加してくださいました。



輪投げイベントの様子

## 第4回世界保護観察会議に参加しました！



京都 kongress を広報する保護司の方々

日本からの参加者集合！

第4回世界保護観察会議が、令和元年9月18日から3日間、オーストラリアのシドニーで開催され、日本からは、保護司、BBS会員、学識経験者、更生保護官署職員等が参加しました。

世界保護観察会議は、社会内処遇分野における世界最大の会議であり、各国の実務家等が、学術・実務の両面から意見交換を行い、社会内処遇を発展させることを期して開催されるものです。なお、平成29年9月には、第3回世界保護観察会議が日本で開催されています。

今回の会議では、日本側の発表として、保護司活動に関するワークショップ、BBS活動に関するワークショップ及び千葉大学羽間京子教授による基調講演が行われました。参加国からは、日本の保護司制度についての質問が相次ぎ、令和2年4月の京都 kongress で開催される「世界保護司会議」に向けて、日本の保護司制度へ関心が高まっています。

次回の第5回世界保護観察会議は、令和3年にカナダのオタワで開催される予定です。

## 法務省の名称等を不正に使用した架空請求詐欺に ご注意ください！

- 不審なはがきや封書が届いていませんか？

近年、「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「裁判準備期間事前通告書」などと題して、「裁判取り下げの相談に乗る」等と書かれたはがきや封書が送付されているとの情報が法務省に多数寄せられており、実際に多額の金銭的被害も発生しております。

- 法務省とは全く関係のないデタラメの内容です！

差出人は、「**法務省管轄支局 国民訴訟通達センター**」  
「**法務省管轄支局 民事訴訟管理センター**」  
「**法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター**」  
「**法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター**」  
「**法務省 被告管理事務局 相談窓口**」

などと記載されていますが、

**これらの団体と法務省とは一切関係がありません。**

民事訴訟として訴状が提出されたことについて、法務省から通知することはありませんし、訴状は裁判所から「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で送付され、郵便職員が名宛人に手渡すのが原則であり、はがきや普通の封書のように郵便受けに投げ込まれることはありません。

- 記載された電話番号には絶対に電話せず最寄りの警察署や交番に相談を！

はがきに書かれている電話番号等には「絶対に連絡しない」ようにし、「最寄りの警察署又は交番」に届いたはがきや封書をお持ちになって相談してください。

そうしていただくことにより、犯人グループがあなた様のところに連絡してくることを防止することにもつながります。

- もっと詳しく知りたい方は…

法務省ホームページでは、「法務省の名称等を不正に使用した架空請求」に関する内容を詳しくご紹介しています。

詳しくは[こちら](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00434.html) ([http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00434.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00434.html))

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ  
訴訟管理番号(そ)219

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。  
また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。  
尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。  
この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

民事訴訟として訴状が提出されたことを法務省から通知することはありません

不安をあおる文章

本人から電話するように仕向ける

法務省管轄支局という部署は存在しません封書中の電話番号には絶対に連絡しないでください

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 11月29日  
取り下げ等のお問い合わせ相談窓口  
03-6812-  
受付営業時間(日、祝日は除く)  
平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター  
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

裁判準備期間事前通告書

訴状受審番号(そ)0639

契約中または貴殿に対する債権の譲渡を受けた企業または団体は、消費料金不払いによる契約不履行に基づく訴状が提出されたことを通達するものである。本件訴状内容は以下に記載する。

本件訴状内容

原告訴訟代理人  
同

1. 原告は被告に対し、民法第415条に基づく当該債務の履行及び契約不履行によって生じた損害の賠償請求を求め、
2. 訴訟費用は民事訴訟法第61条により被告の全面負担の判決を求め、
3. 上記要求を履行できない場合、原告は被告に対し財産の差し押え等強制執行の権利を求め、

本件は裁判所の定める指定期日までの訴訟準備期間を経て民事訴訟手続きに移行するため、本件に対し不服申立てまたは取下げ希望がある場合は指定期日までに次項に掲げる下記手順に従い被告管理事務局(民事部)の指示を仰ぎ行動すること。また、当局は民事訴訟法第54条の規定により被告本人又は被告弁護人以外の問い合わせ、希望に応じることは禁じられている為、原則本人又は法定代理人が下記手続きを履行すること。

1. 被告(本人)の訴訟受審意思の確認
2. 専任弁護士の選任
3. 異議抗弁証書または取下げ申請書

民事訴訟として訴状が提出されたことを法務省から通知することはありません

不安をあおる文章

法務省のものではない様様を使用しています

本人から電話するように仕向ける

被告管理事務局という部署は存在しません封書中の電話番号には絶対に連絡しないでください

抗弁、取下げ申請受付最終期日 令和元年10月23日

上記訴訟準備期間中に必要手続きを行わない場合に被告に生ずる、裁判上の一切の不利益については被告自身が責任を負う者とする。

法務省  
被告管理事務局 相談窓口  
03-XXXX7-874X  
受付時間 平日9時から20時

アクセス  
〒100-8977  
東京都千代田区霞が関1-1-1  
法務省合同庁舎6号館A棟  
※東京メトロ丸の内線(丸の内線・日比谷線・千代田線)A1またはB1a出口



法務省のロゴや地図を無断で使用しています



## お答えします

### ～国際テロ等に関する公安調査庁の取組について～

【Q1】東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて公安調査庁ではどのような取組を行っていますか？

A：東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる国際テロやサイバー攻撃の脅威の高まりが懸念されています。

これに対し、公安調査庁は、政府方針である「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本方針」（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）等に基づき、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」（平成25年9月設置）において、テロの未然防止等に向けた情報収集・分析態勢の強化に取り組むとともに、得られた情報を関係機関へ適時・適切に提供しています。

公安調査庁は、引き続き、「インテリジェンスの力」で、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全開催に貢献していきます。

【Q2】民間企業や経済団体などとの連携に向けた公安調査庁の取組について教えてください。

A：公安調査庁では、国際テロ等に関して、広く国民や民間企業への情報提供を強化しています。民間企業・経済団体等に対する公安調査庁長官らによる講演のほか、世界のテロリズムの動向について取りまとめた「国際テロリズム要覧」等を、ホームページやSNSなども活用しつつ、積極的に発信することで海外に渡航する方々などに向けて注意喚起を行っています。

【Q3】地下鉄サリン事件から25年を迎えるにあたり、オウム真理教の現状や公安調査庁の取組について教えてください。

A：死者13人、負傷者5,800人以上の甚大な被害をもたらした地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）から25年が経ち、教団や教団が惹起した一連の凶悪事件について知らない世代が増えています。

亡くなられた被害者の御遺族、重篤な後遺症を負った被害者及び長きにわたり支え続けていらっしゃるその御家族の苦しみは今現在も続いている一方、事件を引き起こしたオウム真理教（以下教団）は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を維持し、教団初期に見られた、「狂気の集中修行」を復活させるなど原点回帰ともとれる動き

を見せています。

また、教団は、主にSNSやイベント等を通じて、教団名を秘匿した勧誘を行っており、教団の実態や事件を知らない若い世代を中心に年間100人程度が新たに入信しています。

公安調査庁は、事件の風化を防止するための取組として本動画を製作しました。本動画は、当庁の公式Twitterや公式YouTubeチャンネル「PSIAchannel」で御覧になれます。

## 記者が行く！

### ～法務省矯正局特別機動警備隊が被災地での支援に当たりました～

皆さん、こんにちは。

台風19号で被災された地域に、法務省矯正局特別機動警備隊が派遣され、復興・復旧を支援しました。今回は、支援の様子などについて、法務省矯正局の担当者の方にお話を伺いました。

記者： こんにちは。

早速ですが、まずは、法務省矯正局特別機動警備隊について教えてください。

担当者： 法務省矯正局特別機動警備隊（S e R T）は、平成31年4月1日、矯正施設において、暴動、逃走、天災事変等の保安上の緊急の措置を要する事態が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、新たに矯正局長直轄の部隊として東京拘置所に常設されました。「S e R T」とは、特別機動警備隊の英訳である Special Security Readiness Team の略称です。

記者： 緊急事態に迅速に対応できるよう、S e R Tが誕生したわけですね。今回は、S e R Tの発足後、初めての被災地支援として、長野県須坂市で活動されたそうですが、台風19号の被害状況や、派遣に至るまでの経緯についてお聞かせいただけますか。

担当者： 令和元年10月12日、超大型の台風19号による被害は甚大でした。そこで各地の矯正施設では、所在する自治体に連絡を取り、支援を申し出ました。長野県では、千曲川及びその支流が氾濫し、長野県須坂市のほか、同県長野市等の多数の地域で床上浸水等の冠水被害が生じました。同月18日正午時点において、須坂市は、床上浸水218世帯、床下浸水100件という住宅被害を受けました。

長野刑務所が、須坂市にお手伝いできることを確認したところ、直面している問題は災害ごみの処理であるとのことでした。

なお、災害ごみの処理は、その他の被災自治体でも最も重要な課題の一つとなっているようです。

記者： 浸水被害で出た災害ごみの処理問題については、ニュース等でも報道されていましたがね。そのような状況下で、実際に災害ごみの処理問題の支援に当たったS e R Tの活動内容はどのようなものだったのでしょうか。

担当者： 矯正局では、須坂市の要望を受け、第一陣として、隊長以下13名により編成した部隊を長野刑務所へ派遣し、同所を拠点として、同月17日から同月23日までの間、同市内の日滝原産業団地において、災害ごみ処理の支援に当たりました。

また、同月23日以降は、第2陣として、副隊長以下14名で編成した部隊を派遣し、同月27日までの間、同支援に当たりました。



第一陣として派遣されたS e R T隊員

災害ごみ処理の支援は、まず、被災された皆様又はボランティアの皆様により、被災現場から冠水した家具、畳などが軽トラック等に積み込まれ、災害ごみの受入場所、いわゆる仮置場に搬入されます。S e R Tは、そのごみを可燃、割れ物、家電、その他の電気製品、木製品などに分別しながら、軽トラック等から降ろし、さらに、そのごみをごみ収集車に積み込んで、仮置場から焼却施設に搬出するといった業務に従事しました。

災害ごみは大量に発生している状況にあり、焼却施設受入量が一時的に限界に近づいたとして、仮置場からのごみの搬出を休止する事態も発生し、今回の被害がいかに甚大であったかが身に染みて分かりました。

災害復旧は、災害ごみの速やかな除去がその第一歩となるものの、地域によっては、災害ごみの発生量や最終処分場の受入量にも差異があるため、その処理にも限界があることが分かり、災害復旧の難しさを思い知らされました。



「仮置場」の様子



災害ごみを分別する隊員



災害ごみを軽トラックから降ろす隊員

記者： 改めて、台風19号の被害の大きさや、災害復旧がいかに困難であることを写真やお話から感じることができました。

最後に、今回の被災地支援をとおして感じたことや、私たちが災害から身を守るための対策などあれば教えてください。

担当者： 今回、S e R Tが災害ごみの処理に従事しましたが、結婚式、卒業式、子供の成長記録等の多くの写真のほか、卒業文集なども多くありました。家族にとって、このような非常に思い出深い品々が次々と廃棄されている現実を目の当たりにし、改めて、災害は生活の場を奪うだけでなく、過去の思い出までも奪い去るということを痛感させられました。

皆様におかれましては、今一度、自宅周辺ハザードマップを確認するなどし、災害から自らの命を守る行動を取っていただきたいと感じました。

記者： 本日は、貴重なお話を聞くことができました。ありがとうございました。「S e R T」の皆さんには、今後も緊急事態発生の際には、国民の手助けになるよう活躍していただけることを期待しています。これからも頑張ってください。

## そんなとき 法テラスがお役に立ちます！

No.47 ～令和元年台風第19号 支援関連～

### ■ 令和元年台風第19号 被災者のための無料法律相談等

法テラスでは、令和元年10月に発生した「台風第19号」で被災された皆様を対象とした、様々な支援を行っています。

#### 無料法律相談（令和2年10月9日まで）

- **対象者** 令和元年10月10日（災害発生日）に災害救助法（※）が適用された市区町村に、自宅や営業所などがあった方（法人を除く）であれば、資力の有無を問わず利用できます。  
（※同法の適用市区町村については、内閣府ホームページ「内閣府防災情報のページ」をご覧ください。[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)）
- **相談内容** 生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について相談できます（刑事事件は対象外）。ただし、同一問題でのご利用は、その他の相談（※）と合わせて、3回までとなります。  
※一般法律相談及び特定援助対象者法律相談
- **相談方法** お近くの法テラス、又は以下の被災者専用フリーダイヤルまでお問合せください。

#### ■ 相談例

- 借金（二重ローン等）
- 賃貸借問題
- 家族の問題（相続等）
- 損害賠償請求

#### お電話によるお問合せ・法テラスホームページ

- **お電話**：被災された方々が直面する法的な問題について、解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を無料でご提供します。
- **ホームページ**：役立つ法制度等をまとめたQ&Aをご覧ください。また、メールによる情報提供も行っています。是非ご利用ください。

被災者専用フリーダイヤル  
（平日9～21時/土曜日9～17時：祝日・年末年始を除く）  
**0120 - 078309**  
おなやみレスキュー

令和元年台風第19号に関する法テラスの支援情報 ※詳細はこちらをクリック  
・法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」  
・弁護士・司法書士による面談での「無料法律相談」  
※よくあるお問合せとその答え(Q&A)も公開しています

### ■ 法テラスについて知りたい

#### ● 法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！  
フォロー随時募集中♪  
[法テラス公式Twitter]

#### ● 広報誌「ほうてらす」



【第46号】  
特集：「災害と法律」  
表紙・インタビュー  
：坂本龍一さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪  
ホームページからも読むことができます。  
[広報誌「ほうてらす」]

#### ● メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報を紹介。  
ホームページからご登録いただけます。  
[メールマガジン「ほうてらすPlus」]



### ■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。

日本司法支援センター  
**法テラス**

## 法制度整備支援の現場から

日本では、裁判所に行けば、誰もが訴訟記録を閲覧することができます（日本民事訴訟法 91 条 1 項）。これに対し、カンボジアでは、訴訟記録の閲覧が認められるのは、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られます（カンボジア民事訴訟法 258 条 1 項）。また、判決の言渡しは公開の法廷で主文を朗読することによって行われ、理由については、相当と認めるときに朗読又は要旨を告げれば足りるところ（同法 188 条 1 項, 3 項）、理由が全く述べられない場合もあると聞いています。さらに、現時点では、ウェブサイト等で判決書が一般に公開されてもいません。つまり、判決言渡しを傍聴し、その場で理由が述べられない限り、どのような理由に基づいて結論に至ったのか、裁判官の判断過程が公にされる機会はありません。司法の透明性確保の観点からは、課題が残ります。

報道によると 2019 年 8 月には、フン・セン首相が、一部の弁護士が裁判官に賄賂を渡している旨指摘し、アン・ヴォン・ワタナ司法大臣に対し、司法の汚職防止を徹底するよう求めたとのこと。これを受けて、アン・ヴォン・ワタナ司法大臣も、司法関係の幹部が集まった会議において、司法における汚職防止対策を徹底することを明らかにしました。

タイムリーにも、2017 年 4 月に開始された JICA の民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト（フェーズ 5）は、活動の柱の一つに民事判決書の公開を掲げています。民事判決書を一般に公開することによって、裁判官に対し、民法・民事訴訟法に基づいた適切な判決書を起草することを意識付け、判決書の質を改善することを目指しています。この活動は、ひいては司法の透明性確保に資する活動です。

これまでの間、カンボジアの全ての始審裁判所（日本でいう「地方裁判所」）から、2017 年 4 月以降に言い渡された民事判決書を収集し、裁判官等と一緒に分析しています。分析に当たっては、多くの裁判官に共通する注意点や誤解しやすいポイントなどを抽出しています。そして、2019 年 5 月からほぼ毎月開催しているセミナーの一環として、分析結果を全始審裁判所の裁判官に共有しています。今後は、民事判決書の分析を続け、分析結果をセミナーで共有するとともに、セミナーを実施済みの事例については、民事判決書を司法省のウェブサイトで一般に公開する予定です。カンボジアの民事判決書の質が向上し、司法の透明性確保が図られるか否かは、これからの活動にかかっています。カンボジアが司法の汚職防止に向けて本腰を入れて取り組む今、民事判決書を早期に公開するため、引き続きカンボジア司法関係者と力を合わせていきたいと思えます。

（カンボジア長期専門家 福岡 文恵）





セミナーの様子



専門家及びスタッフ集合写真（司法省前）

## 「京都コンgres便り」～開催100日前、法務省の取組～

京都コンgres開催まで、残り約100日になりました。

今号は、京都コンgresで行われる各種行事への法務省の取組を中心に、その一部を紹介します。

### 1. サイドイベントについて

京都コンgresでは、各国代表がステートメントを行う全体会合や各国の実務家が中心となって実務的なテーマについて議論を行うワークショップなどの公式プログラムのほかに、各国政府や国際機関、NGOなどがパネルディスカッションや発表など自由な形式で議論を行うサイドイベントが行われます。

法務省では数多くのサイドイベントの実施に向けて準備を進めています。例えば、組織犯罪捜査に関するもの、再犯防止対策に関するもの、水際対策に関するもの、矯正建築に関するものなど、様々なテーマで実施する予定です。これらのサイドイベントでの議論を充実したものとするため、現在、海外や国内の専門家、実務家の方々との打合せを行っているところです。

### 2. 展示について

また、京都コンgresの会場では、展示ブースを設け、法務省、警察庁などの政府機関や、企業や関係団体などの取組を紹介する展示も行います。

法務省では、各局部課が所管する業務や活動内容に関する事、大学など関係団体等と連携した取組などについて、より分かりやすく説明するため、パネル、ポスター、動画などを用いた出展準備を進めています。

加えて、企業・関係団体では、世界有数の精度を誇る顔認証技術やAIを活用した映像解析、事件事象の予測シミュレーション、自動運転技術開発など、先端技術を活用した犯罪防止に関する展示などの準備も進められています。

### 3. エクスカーションについて

さらに、京都コンgress開催期間中に各国の刑事司法実務家の方々を刑事施設や更生保護施設などに案内し、我が国で行われている施設内処遇や社会内処遇を直に御覧いただき、我が国の刑事司法について御理解いただくための準備を進めています。

このほかにも、日本の伝統・文化に触れてもらえるようなエクスカーションも企画しています。

こうした様々な行事を通じて、海外から参加される刑事司法の関係者の皆様に、日本の安全・安心な社会とこれを支える施策、更にはそれを生み出してきた文化について、理解を深めていただけるよう、法務省一丸となって準備を進めています。

なお、京都コンgressの情報や詳細などについては京都コンgress専用ホームページ (<http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/>) をご覧ください。



京都コンgressロゴマーク



京都コンgress・ユースフォーラムロゴマーク

## 法務省で働くひと・しごと紹介 V.1.3～入国審査官～

職名：入国審査官

氏名：高橋勇樹

採用年：平成22年採用

所属：東京出入国在留管理局成田空港支局 審査管理部門

### ①入国審査官ってどんな仕事？

「入国審査官」と聞くと、海外旅行に行かれたことがある方は、「パスポートを調べる人」というイメージをお持ちではないでしょうか。入国審査官は、このように空港などで出入国を管理したり、日本に住んでいらっしゃる外国人の方の適正な在留を管理したり、あるいは不法入国や不法な就労活動等を行う外国人に対して、違反審査を行ったりして、日本国内の秩序と安全を守る仕事を行っています。

同じく国家公務員である税関と混同されることも多いのですが、税関は主に「物」を調べる仕事であり、入国審査官は「人」を調べる仕事であるという違いがあります。

### ②今担当している仕事は？

現在私は、成田空港にて出入国審査を担当しています。上陸審査では、外国の方からの申請を受け、パスポート、査証（ビザ）、入国の目的などが法律に定められた上陸の条件に適合しているかを審査し、在留期間と在留資格を定めて上陸を許可しています。出国審査では、不法残留や違法性がなかったか等を調べて出国の確認を行っています。



出国審査場で出国確認をする様子

### ③入国審査官のやりがいがって何？

やりがいは本当にたくさんあります。第一に、自分の行っている仕事が日本の秩序や安全に直接的に関わっているということです。第二に、適正手続を行うためには法律知識や語学はもちろん、パスポートの偽変造対策、外国の風習や宗教など学ぶべきことが多々あり、常に勉強し続ける必要性和刺激が得られることです。第三に、これは個人的なことですが、幼い頃から空港という場所が大好きだったので、国際色豊かなとても素敵な空間で、専門職として働けていることに大変やりがいを感じています。



顔認証ゲートの利用方法について案内をする様子

### ④心に残っているエピソードがあれば教えてください。

人と接する仕事なので、心に残るエピソードも多いのですが、特に印象的だったのは、上陸審査時に疑義を抱いた申請人を詳しく調べたところ、実は偽変造旅券を行使して不法上陸しようとしていた人物だったと判明した事案でした。この仕事に就くまでは、まるでスパイ映画の世界のここのように感じていたことが目の前で起こり、当時新人ながらに責任の重さを深く実感したことを覚えています。

また、出国審査では本当に多くの外国の方に「日本は本当に素晴らしい国だった！」「日本人は優しい、また来たい！」と言っただけであり、日本人として非常にうれしく思っています。毎日、日本を楽しんで故郷に帰って行かれる方、これから海外にワクワクしながら旅立って行かれる方の笑顔を見るたびに、この仕事に就いて良かったと実感しています。

## 第21回法整備支援連絡会を開催します

日時：令和2年2月14日（金）午前10時から午後5時40分まで

場所：東京及び関西の2会場で同時開催

※東京会場は法務省国際法務総合センター（東京都昭島市もくせいの杜2-1-18）

大阪会場はJICA関西（兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2）

概要： 法制度整備支援に関わる人々の情報交換・意見交換の場であり、21回目の開催となる今回は、”Access to Justiceの向上と法整備支援”をテーマに実施します。国内及び海外から経験豊かなゲストをお招きし、講演及びパネルディスカッション、関係機関の活動報告等を実施します。

ご関心のある方の参加をお待ちしております。

詳細につきましては、今後、法務省ホームページにて御案内いたします。



第20回法整備支援連絡会にて開会の挨拶を行う大場法務総合研究所長



前回の東京会場（パネルディスカッション）の様子



前回の大阪会場（法務総合研究所国際協力部の活動報告）の様子